

高層建築物等変更届 届出要領

届出書

高層建築物等変更届

総務大臣 殿

令和 年 月 日

住所
氏名

注①

高層建築物等について、 年 月 日届け出た事項を次のとおり変更するので、

注②

第百二条の三第二項
電波法第百二条の三第六項の規定により、(別紙の図面を添えて)届けます。
第百二条の四第二項

1 建築主住所氏名	注①	電話	番
2 届出済みの敷地の位置(地名・地番)			
3 変更の内容(新旧対照を含む。)			
4 その他参考となる事項 ・本件連絡先 所属: 担当者名: 電話番号: 住所: 〒 ・その他備考:			

注①

- ・建築主の住所(本店又は主たる事務所の所在地)、氏名(商号又は名称、代表者の役職及び氏名)を記入
- ・建築主が複数の場合は、全ての者について住所、氏名の記載が必要
- ・建築主住所氏名が変更となる場合は、変更後の建築主住所氏名を記載。

→ 都県名から、住居表示の場合はその旨を記載

- ・高さの変更の場合、添付書類として変更後の立面図等が必要。(変更になる添付図面全て必要)
- ・位置が変更の場合、添付書類として変更後の付近見取り図、敷地内における高層建築物等の位置を明示する資料等が必要。(変更になる添付図面全て必要)
- ・建築主住所氏名等の変更(位置や高さに変更にならない等の添付図面に変更がない)の場合、添付書類は必要なし。

記載例: 建築主住所氏名
旧)
新)

→ 連絡先は名刺添付でも可

注②

- ・自ら高層建築物等予定工事届の届出を行い、その届出内容に変更があり、届出を行う場合は 第百二条の三第二項 を選択。
- ・高層建築物等工事計画届の届出を行い、その届出内容に変更があり、届出を行う場合は 第百二条の三第六項 を選択。
- ・届出を命じられ、高層建築物等予定工事届の届出を行い、その届出内容に変更があり、届出を行う場合は 第百二条の四第二項 を選択

例: 第百二条の三第二項

※住所氏名欄の押印は不要です。

【送付(提出)先】

〒102-8795(専用番号 住所記載省略可) 東京都千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎
関東総合通信局 無線通信部 陸上第一課

窓口(九段第3合同庁舎 22階)での届出は、平日9時から17時(12時から13時を除く)までの間【予約不要】

送付する場合の注意

本届出書は信書に該当することから必ず郵便又は信書便で送付してください。宅配便業者の宅配便やメール便、郵便局のゆうパックやゆうメールでは、原則として、信書の送付はできません。

【伝搬障害の有無の通知】

- ・届出受付の日から3週間以内に文書で通知します。ただし、届出内容に不備があるときは、その補正を求めてから実際に補正が為されるまでの日数分、3週間から更に処理期間を頂きます。なお、判定に当たり、追加資料を請求し、これを基に詳細な審査を行う場合にはこの限りではありません。
- ・通知書をお渡しできるようになった旨のご連絡はいたしません(「障害あり」の場合を除く。)
- ・審査結果が「障害あり」の場合、今後の対応などを説明するために、原則ご来局をお願いしています。
- ・位置や高さが変更にならない届出は、判定を行わず、通知書の交付は行いません。

通知書の郵送を希望される場合

届出の際に、郵便切手を貼付し宛先、宛名を記載した返信用封筒を添付してください。通知書は信書に該当することから、着払いであっても宅配便等は承りません。

= 届出書様式のダウンロード先 =

関東総合通信局HP 『電波伝搬障害防止制度:各種届出書のダウンロード』

(<https://www.soumu.go.jp/soutsu/kanto/other/koso/info/dl/koso.html>) → 高層建築物等予定工事届

電波伝搬障害防止制度の概要、手続きの流れ、防止区域図縦覧システム(インターネット縦覧)について、関係法令、Q&A集などを以下のホームページにアップしています。
伝搬障害可能性判定依頼書、高層建築物等変更届、高層建築物等工事計画届に関する説明と様式もございます。

関東総合通信局

電波利用

高層建築物等による重要無線通信への電波伝搬障害

検 索

問合せ先

関東総合通信局 無線通信部 陸上第一課

電話: 03-6238-1763

(平日9時から17時(12時から13時を除く))

管轄区域

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、
千葉県、東京都、神奈川県、山梨県